

都道府県における総合防除推進 に向けた現状と課題

令和7年1月
消費・安全局植物防疫課

農林水産省

目次

(1) 総合防除計画の策定状況等	3
(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え	7
(3) 研究機関や関係団体等との連携	16
(4) 総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン	18
(5) IPM実践指針の見直し	22
(6) 農林水産省における予算措置	28

(1) 総合防除計画の策定状況等

- 総合防除基本指針に即して、かつ地域の実情に応じて、令和5年4月1日までに全ての都道府県が総合防除計画を策定。
- その後、茨城県、佐賀県等において、状況の変化等により計画を変更（改定）。
- 併せて、各都道府県では、「みどりの食料システム法」に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を策定。

① 総合防除の内容を定めている有害動植物（指定有害動植物：157種類）

総合防除計画の概要

(1) 指定有害動植物：平均95.6種類を掲載（最大143種、最小42種）

47都道府県：イネミズゾウムシ、斑点米カメムシ類、いもち病、紋枯病

46都道府県：オオタバコガ、セジロウンカ、ばか苗病

45都道府県：果樹カメムシ類、もみ枯細菌病

44都道府県：ハスモンヨトウ*、ツマグロヨコバイ*、ヒメトビウンカ、灰色かび病（トマト）、
葉かび病（トマト）

43都道府県：コブノメイガ*、コナジラミ類（トマト）

42都道府県：トビイロウンカ*、フタオビコヤガ

41都道府県：コナガ、シロイチモジヨトウ*、ニカメイガ、縞葉枯病ウイルス、疫病（トマト）
（以下略）

*：北海道を除く

(2) 指定外の有害動植物：

- ・ 現場指導の円滑化の観点から、27都道県において、指定外の有害動植物についても併せて総合防除の内容を定めている。
- ・ 記載が多い有害動植物として、水稻ではイネツトムシ（イチモンジセセリ）、苗立枯細菌病等、野菜では青枯病（トマト）やコナジラミ類（なす）、軟腐病（キャベツ）、果樹では黒とう病（ぶどう）、カイガラムシ類（かんきつ）、その他に、萎黄病（いちご）、べと病（だいず）等。

(1) 総合防除計画の策定状況等

総合防除計画の概要

② 法第22条の3第3項に基づく「遵守事項」の設定：7県

都道府県名	作物	指定有害動植物	遵守事項（概要）
青森県	りんご	モモシクイガ	- 被害果の処分、袋掛けの実施、交信かく乱剤の設置（予防に関する措置） - 被害果の処分、定期防除の実施、発生予察情報の活用（判断、防除に関する措置）
茨城県 千葉県	さつまいも	基腐病	- 県が実施する調査への協力 - 健全苗の使用 - 発生が疑われる症状が発生した場合の関係機関への連絡、発病株の抜き取り - 発生ほ場でのさつまいもの作付け禁止（2年間） - 発生ほ場から種いもを採取しない 等
新潟県	水稻	スクミリンゴガイ	- 未発生ほ場 目的の如何に関わらずほ場に持ち込まない - 発生ほ場 【必須事項】※生産方式問わず全て実施 取水口や排水口に網を設置、ほ場及び水路で成貝及び卵塊を捕殺・殺卵 等 【選択事項】※生産方式・発生状況に応じて可能な限り実施 移植前又は収穫後に石灰窒素を施用、畑作へ転換 等
愛媛県	かんきつ	ミカンバエ	- 県が実施する調査への協力、伐採時の管理の徹底（放任園対策）、摘果、適正着果に努める（予防に関する措置） - 被害果の適切な処理、羽化時期～産卵期にかけての薬剤散布（判断、防除に関する措置）
佐賀県	水稻	トビイロウンカ いもち病	化学農薬による一斉防除、早期収穫（一般栽培の場合） 耕種的・物理的・生物的防除法の活用（有機栽培の場合） 等
	たまねぎ	べと病	化学農薬による一斉防除、作物残さの適切な処分（一般栽培の場合） 耕種的・物理的・生物的防除法の活用、有機JAS認証で使用可能な防除資材の活用、作物残さの適切な処分（有機栽培の場合）
長崎県	水稻	トビイロウンカ いもち病	農薬による一斉防除（共通）、適切な施肥（いもち病） 土着天敵の発生しやすい環境整備（トビイロウンカ）
	対象作物を定めない	ハスモンヨトウ	農薬による一斉防除、被害株・作物残さの適切な処分等

注）令和6年12月末時点

(1) 総合防除計画の策定状況等

千葉県総合防除計画（概要版）

植物防疫法の改正（R4.5公布 R5.4施行）

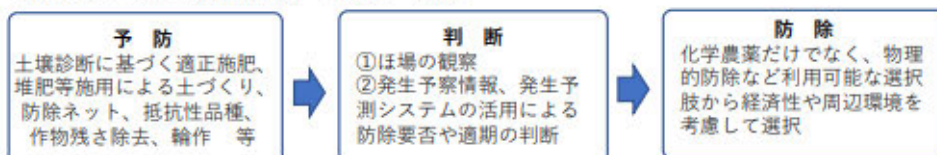
- 人・モノの国境を越えた移動の増加に伴う病虫害の侵入リスクへ対応するため、輸入検疫や国内未発生の病虫害対策を強化
- 温暖化等に伴う病虫害の生息域拡大、化学農業に依存した防除により病虫害の抵抗性・耐性が発達
環境負荷低減が国際的課題となる中、指定有害動植物*の総合防除の推進を改正植物防疫法に位置付け
 - ・ 都道府県の「総合防除計画」の策定を位置づけ（第二十二条の三）
 - ・ 当該計画に病虫害のまん延を防止するための「農業者の遵守事項」を定めることができることとされた（第二十二条の三の三）

※指定有害動植物（以下「指定病虫害」と記載）：国内に分布している有害動植物（病虫害及び雑草）のうち、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、防除に特別な対策を要するものとして農林水産大臣が定めるもの（157種）。

県総合防除計画の主な内容（国の基本指針に即して作成）

1 総合防除の基本的な考え方

発生予防（病虫害が発生しにくい環境づくり）を中心とした化学農業に頼りすぎない総合防除の普及・推進



2 指定病虫害ごとの防除の内容

- 対象品目：水稻、なし、さつまいもなど17品目（品目を定めないものを除く）
- 対象病虫害：93種（本県で多発するおそれのあるものを中心に選定）

【記載例】

- ・水 稻：スクミリンゴガイ／植付後3週間の浅水管理、冬期耕うん
- ・な し：黒星病 / なし園から病葉除去

3 県や関係機関の役割（※関係機関は略）

- 新たな病虫害の発生など農業者への迅速な情報提供と適切な防除指導
- 地域課題に対応した技術開発や防除体系の実証
- 農業者が使いやすい病虫害発生予測システムの開発・普及
- 農作物病虫害雑草防除指針の作成・デジタル化

4 農業者の遵守事項【都道府県任意設定項目】

指定病虫害のまん延防止のため、農業者（家庭菜園を含む）のみなさまに守っていただくルールを定めるもの

【本県の遵守事項】

- 対象品目／病虫害：さつまいも／基腐病
- 遵守事項（主なもの）
 - ・本病と疑われる症状が発生した場合は、県等へ連絡
 - ・本病が確認された場合は県等の指導のもと、発病株を適切に処分
 - ・本病が発生したほ場では原則2年以上はさつまいもを作付しない

※他県の設定状況
・茨城県：さつまいも／基腐病
・長崎県：水稻／トビイロウンカ、いもち病
作物共通／ハスモンヨトウ
・愛媛県：かんきつ／ミカンバエ

県等が指導助言をしても、遵守事項に即した対応を実施いただけない場合について県は勧告・命令を行うことができる。
（万が一勧告・命令を経ても、対応いただけない場合は30万円以下の過料となる場合がある）

5 その他必要な事項

- 農薬の適正使用について
- 指定病虫害でないナガエツルノゲイトウ、ケブカトラカミキリ対策

(1) 総合防除計画の策定状況等

■環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

- 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」第16条第1項に基づき、各都道府県は市町村との共同により「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を作成。
- 多くの都道府県では、病虫害・雑草防除に係る個別具体的な取組内容あるいは総合防除に関する事項を明記。複数の県では、化学農薬使用量の削減に係る目標を設定。

高知県基本計画（令和6年12改定）より一部抜粋

Ⅱ 基本計画の内容

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

(1) 環境負荷低減事業活動実施計画認定者数に係る目標

- ・環境負荷低減事業活動実施計画認定者数を2030年度（令和12年度）までに500戸とする。

(2) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減に係る目標

- ・ドローンによる防除面積（ショウガ）を2022年度(令和4年度)の1.8 ha から、2030年度(令和12年度)に250 ha とする。
- ・IPM技術（病害版）による野菜主要6品目の防除面積率（累計）を2022年度（令和4年度）の45%から、2029年度（令和11年度）に77%とする。

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減に係る事業活動（1号活動）

ウ IPM技術の普及拡大

研修等の実施による関係機関及び農業者への情報提供並びに実証圃支援、県単事業による常温煙霧機の導入を推進する。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(2) みどりの食料システム戦略の推進にかかる技術開発

イ ドローンを活用した病害管理技術の開発

ウ AIを活用した病虫害診断システムの開発

エ 新たなIPM技術の開発（トバモウイルス抵抗性甘長トウガラシの育成、施設ナスの薬剤耐性すすかび病等の検出技術開発、土着天敵の利用技術の開発等）

オ スマート農業の推進

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

- 現在のIPM実践指標の策定・改定等に関して、21府県から継続予定と回答
- 新たな策定等の予定はないとの回答が16都道府県、明確な回答が得られなかったのが10県

問.1 IPM実践指標の策定等に関する今後の方針・予定（普及事業や環境保全型農業直接支払交付金制等の関連する施策との連携等を含む）について

■今後もIPM実践指標の策定・改定（見直し）等を行う予定があるか？

・「あり」と回答：21

（主な理由）

- －新規病虫害や新たに開発される防除技術への対応
- －総合防除計画との連携
- －「環境保全型農業直接支払い交付金」や「みどりの食料システム戦略」等の予算措置の活用、実証結果の反映
- －その他（特定の理由なし）

・「なし」と回答：16

（主な理由）

- －活用実績が少ないため、技術マニュアルの方が有益であると考えするため
- －総合防除計画や、各都道府県の環境保全型農業等の施策により総合防除を推進するため

・「無回答」、「検討中」など：10

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○IPM実践指標モデルは、各都道府県がIPM実践指標を策定するに当たり、参考となるように、IPMを実践する上で標準的と考えられる必要な農作業の工程（管理項目）と各工程ごとのにおける具体的な取組内容（管理ポイント）を指針として取りまとめたもの。

[IPM実践指標モデル（水稻の例）]

管理項目（注1）	管理ポイント（注2）	点数（注3）	チェック欄（注4）		
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況
水田及びその周辺の管理	農薬の効果向上と水質汚濁防止のため、畦畔の整備、畦塗りなどにより、漏水を防止する。（必）	1			
	畦畔・農道・休耕田の除草等を行い、越冬害虫を駆除することにより、次年度の発生密度を低下させる。（注5）	1			
	不耕起栽培を除き、翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生を抑制するために稲刈り後早期に耕耘する。	1			
	土壌診断を受け、必要な場合にはケイ酸質肥料を施用する。	1			
適正な品種の選定	いもち病等の病害の常発地では抵抗性の強い品種を、また、倒伏常習地では耐倒伏性が高い品種を選定する。（注6）	1			
健全種子の選別（必）	種子の更新を図るか、または、塩水選を行い、病原菌に侵されていない健全な粒を選種する。	1			
健全苗の育成（必）	品種の特性に応じて、適正な播種量、育苗施肥量等を守りつつ健全育成に努め、病気が発生した苗は早く処分する。また、苗いもちが発生した場合には、直ちに薬剤を散布する。（注7）	1			



農業者自身が管理ポイント毎に、前年の実施状況や今年度の目標と照らし合わせ、取組の評価を行う。さらに、翌年度の取組に反映させる。

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○IPM実践指標の今後のあり方に対する意見を伺ったところ、複数の現場活用事例について示されたほか、例えば露地野菜などでの総合防除に係る技術開発の必要性等について意見あり。

問.2 これまでの活用事例を踏まえ、IPM実践指標の今後のあり方をどう考えるか

■ IPM実践指標の現場での活用事例

- － 環境保全型農業直接支払交付金等の取組度合いを確認及び評価できるチェックツールとして機能。
- － 農業者がIPMに取り組む上で参考となり、現状の営農活動を確認するためのツールと認識。今後も引き続き活用していくことが望まれる。
- － IPM実践指標の拡充を進めることにより、農業者が選択できる技術が増える。
- － 指導機関が農業者に防除指導を行うためのツール。新規就農者に対して栽培管理の1つの基準として指導。

■ 策定した指標は、生産現場で活用（農業者が防除作業に活用）されているか。※

	回答数	(%)
①十分活用されている	1	2.4
②概ね活用されている	31	76.6
③ほとんど活用されていない	8	19.5
④全く活用されていない	0	0
無回答	1	2.4

Q. ③・④の要因、活用推進に何が必要か

- － IPMの実践に対する分かりやすいメリットが必要。
- － 実践指標を利用するメリットに乏しい。
- － 実践指標だけでは具体的な技術情報が不足。
- － 分かりやすい技術資料が必要。
- － 情報提供を行っているが、農業者による利用等について具体的な把握を行っていない。 等

注) 令和5年11月に植物防疫課が行った各都道府県担当者への意見照会結果に基づく。
ただし、※に関しては、令和2年11月に行った各都道府県担当者への意見照会結果に基づく。

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○IPM実践指標の今後のあり方に対する意見を伺ったところ、複数の現場活用事例について示されたほか、例えば露地野菜などでの総合防除に係る技術開発の必要性等について意見あり。

問.2 これまでの活用事例を踏まえ、IPM実践指標の今後のあり方をどう考えるか

■その他の意見

- IPMの技術普及にあたっては、正しい内容を丁寧に説明する必要がある。IPM実践指標は、取組度合いの確認には有益と思うが、個別技術の注意点や実践メリット・デメリットについて十分に伝達できないのではないか。
- 農業者に対する意識付け・動機付けのためのツールとしての機能は限定的ではないか。
- 近年は「みどりの技術カタログ」やその他の各種マニュアルが整備されるなど、昔に比べてIPM実践指標以外にも農業者等が活用できるツールが増えている。
- 都道府県が別途作成している「防除指針」には要防除密度等を記載しており情報量が多いことから、主にそれを用いた対応が取られることが多い。また、IPMと言わずとも技術の普及は進んでいると考える。
- IPMの実践が目的化されないよう留意すべき。環境負荷低減と併せて、農業者の経済性も考慮し、最適な総合防除の選択が必要。農業者が総合防除に取り組むインセンティブが必要。
- 露地野菜等、現状では他の品目に比べて総合防除に取り組みにくい分野における技術開発が必要。
- 環境保全型農業の推進に係る取組、GAP、クロスコンプライアンス（みどりのチェックシート）との連携も検討してはどうか。 等

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○総合防除の推進にあたっては、都道府県内各部局のみならず農業者団体や関係団体との連携により、産地の課題・ニーズの把握、課題に即した防除技術及び体系の確立、産地実証を経た農業者への普及が必要。

問.3 総合防除の普及に向けた都道府県内の体制について

■他の部局（普及・研究等）や植物防疫関係団体との連携

- －ほぼ全ての都道府県において、普及担当部局や試験研究部局が主体となって、新たな技術の開発及び技術体系の確立、並びに農業者への普及指導が行われている。病虫害防除所は、発生予察情報の発出等により技術連携。また行政（県庁）も全体調整や施策立案の観点から連携。
- －さらに市町村や農業者団体（JA、NOSAI等）、植物防疫協会等の農業関係団体と連携して、農業者・生産部会への総合防除の技術指導・周知、実証展示ほの設置、栽培暦等への反映等を実施。

■産地の課題やニーズの把握

- －課題やニーズの把握は、農業改良普及センター（普及指導員、農業革新支援専門員）及びJAが主体となって行われている場合が多い。また、講習会も活用。
- －収集されたニーズや課題は、単に関係者間で情報共有を行うだけでなく、対象とする病虫害等や作物に応じて課題解決の必要性や優先順位を検討し、試験研究機関と連携して新たな対策技術を開発／確立、それら技術の普及性を確認するために実証ほの設置を行う等の取組みを実施。

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○総合防除の普及推進にあたり、ヒト・モノ・カネの観点から課題を整理。

問.4 総合防除の普及にあたり必要と考えられること及び今後の課題について

■ヒト（指導者の不足、農業者による理解促進等）に関する課題

- 都道府県や農業者団体における指導者の不足
 - －普及指導員や営農指導員の若年化及び人員不足。長期的な人材育成が必要。
 - －病虫害・雑草に関する知識だけでなく、適切な栽培管理に関する知識・技術も必要。
 - －農薬の知識だけでなく、予防や判断に関わる指導員の資質向上が必要。
 - －専門家の利活用も必要。
- 農業者による総合防除の認知、化学農薬の適正利用を含めた技術の正しい理解
 - －普段の営農活動の中で総合防除と思わずに実践している技術も多い。
- 農業者による総合防除に取り組むメリットの理解
- 国による総合防除計画の実施状況の把握と、それに基づく国と都道府県の意見交換の促進
- 関係機関の連携

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

○総合防除の普及推進にあたり、ヒト・モノ・カネの観点から課題を整理。

問.4 総合防除の普及にあたり必要と考えられること、今後の課題について。

■モノ（技術確立、メリットの明確化等）に関する課題

- 低コスト・省力的・効果的な防除技術の開発及びそれらの産地実証
 - － 農業者の所得向上のためには、環境負荷低減のために総合防除を実践して生産コストが増加するといったことにならないような対応が必要
 - － 化学農薬による防除体系から切り替えた際の病害虫リスクに見合ったメリットの提示
 - － 品目により利用可能な技術の充実に差が大きい
 - － 単独の技術開発のみならず、地域や作型に合った総合防除体系の構築
 - － 土着天敵の保全、天敵に影響の少ない農薬の開発及び登録推進
 - － 抵抗性又は耐病性品種の開発
- 導入可能な技術のリストアップ及び実証
- ほ場調査のDX化及び精度向上
- 害虫の飛来状況、薬剤抵抗性情報の集約
- 農業者に対するプッシュ型での情報発信（発生予察情報、技術情報等）

■カネ（資材コスト等）に関する課題

- 総合防除の実施に必要な資材のコスト
 - － 場合によっては設備投資も必要とするため、予算措置（交付金や補助金）が必要
 - － 品目や販売形態の違いがあるため、経営面での評価を一律に行うことは困難
- 消費者理解の醸成に伴う農産物への価格転嫁、有機農産物等の需要の形成
- 都道府県における地域の実情に応じた総合防除推進に対する国からの予算支援

注) 令和5年11月に植物防疫課が行った各都道府県担当者への意見照会結果に基づく。

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

問.5 農業者が病害虫が発生しない環境づくり（予防措置）に取り組んでいると感じるか。

	回答数	(%)
①多くが取り組んでいる	18	38.3
②一部が取り組んでいる	27	57.4
③ほとんど取り組んでいない	2	4.3
④全く取り組んでいない	0	0
⑤状況を把握できていない	0	0

Q. ①・②のために都道府県として実施していること
－講習会や研修会などによる周知
－防除指針への掲載や技術情報の作成等の情報発信
－普及組織等による現地指導
－実証ほの設置や試験研究による技術確立
－認証制度や施策による推進

問.6 農業者が、病害虫の発生状況に応じ、適時・適切な病害虫防除の判断を行うことができていると感じるか。

	回答数	(%)
①十分にできている	0	0
②概ねできている	34	72.3
③あまりできていない	12	25.5
④全くできていない	0	0
⑤状況を把握できていない	1	2.1

Q. ①・②のために都道府県として実施していること
－防除指針への掲載や技術情報の作成等の情報発信
－生産現場等への防除指導
－発生予察情報等による適時の情報提供
－講習会や研修会等による周知

Q. ③・④の要因、活用推進に何が必要か
－防除暦等によるスケジュール散布に基づく対応
－農業者の知識不足や高齢化
－病害虫の発生情報の提供、予察調査手法の高度化 等

(2) 各都道府県における総合防除推進に対する考え

問.7 農業者が、化学農薬に過度に依存しないよう、防虫ネットなどを用いた物理的防除や天敵などを用いた生物的防除などに取り組んでいると感じるか。

	回答数	(%)
①多くが取り組んでいる	12	25.5
②一部が取り組んでいる	33	70.2
③ほとんど取り組んでいない	1	2.1
④全く取り組んでいない	0	0
⑤状況を把握できていない	1	2.1

Q. ①・②のために都道府県として実施していること

- －普及・展示ほ場の設置
- －試験研究・技術実証等の取り組み
- －農業者への指導
- －講習会等の開催
- －防除指針、予察情報、防除暦等への反映
- －施策（認定制度・補助金）の活用
- －薬剤感受性検定結果の情報提供

問.8 都道府県として、IPMに関連した試験研究に取り組んでいるか。

	回答数	(%)
①取り組んでいる	44	93.6
②取り組む予定	0	0
③取り組んでいない	3	6.4

Q. ①の回答に係る具体的な内容について

- －栽培条件：輪作体系、抵抗性品種の開発、土づくり
- －防除資材：生物的防除（天敵、微生物農薬、交信かく乱剤等）、物理的防除（防虫ネット、土壌消毒、UV-B等）、化学的防除（薬剤感受性検定等）、防除体系の確立
- －発生予察の高度化 等

Q. 農業者に利用されるIPMを推進するために、今後どのような技術開発が必要と考えるか

- －栽培条件：抵抗性品種の開発、予防的措置に資するメニューの充実
- －防除資材：生物的防除（市販天敵、土着天敵、天敵温存植物等）、物理的防除（防虫ネット、光技術、土壌消毒等）、化学的防除（長期残効性、天敵への影響の少ない農薬等）、防除体系の確立、資材や機器の開発
- －発生予察の高度化（AIや画像診断技術の活用、遠隔監視、長距離飛来性害虫の広域予測体制の確立等）
- －低コスト、省力的な技術開発 等

(3) 研究機関や関係団体等との連携

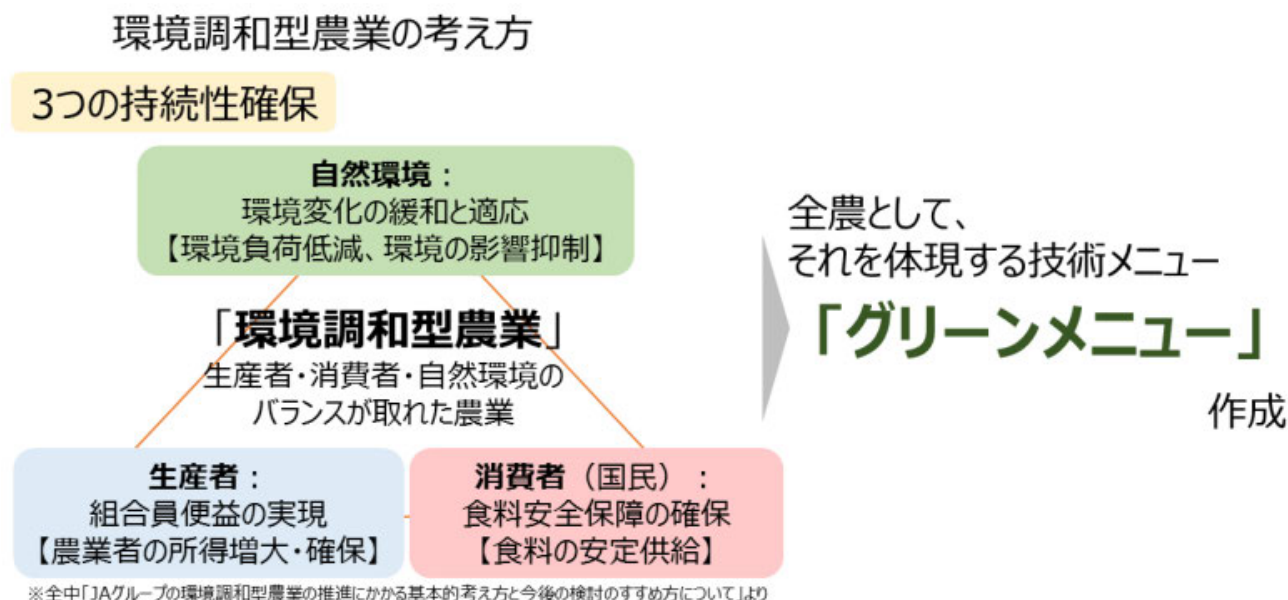
全国農業協同組合中央会（JAグループ環境調和型農業取組方針より抜粋）

昨今の気候変動の深刻化や社会的な環境問題への関心の高まり等を踏まえ、全てのJAで持続可能な農業の実現に向けた「環境調和型農業※」に取り組む。

※「農業の持続性確保の観点から、生産者の便益と食料安全保障を確保しつつ、自然環境への負荷の緩和と適応を図る農業」と定義したもの。

全国農業協同組合連合会

化学農薬・肥料の使用量削減や温室効果ガス削減といった環境面だけでなく、これらに資する技術・資材導入による生産性向上や生産コスト等の経済的要素、さらには生産基盤の維持等の社会的要素を考慮し、体系化した「**グリーンメニュー**」を作成し、環境調和型農業への取組を進める。



(3) 研究機関や関係団体等との連携

農研機構（中長期目標及び計画より一部抜粋）

■ 中長期目標

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

3 農業・食品産業技術研究

(4) ロバスト農業システム

豪雨頻度や小雨・無降雨日数の増加と降雪量の減少、越境性病害虫の増加など、気候変動による農業被害が増大している。AI等を駆使した生産環境管理及び農業インフラのデジタル化によって、農業から発生する温室効果ガス等の環境負荷の低減、自然災害に対する防災・減災及び病害虫等による農作物被害の軽減を実現する。

これらの取組により、気候変動リスク等に対して強靱な農業システムを構築するとともに、生産性の向上と環境保全の両立を図り、農業の有する多面的機能の発揮と持続的な農業の実現に貢献する。具体的には以下の課題解決に取り組む。

- 生産環境管理のスマート化等による生産性の向上と環境保全の両立
- 農業インフラのデジタル化による生産基盤の強靱化
- 病害虫・雑草のデータ駆動型防除技術の開発による農作物生産の安定化

■ 中長期計画

【別添】社会課題の解決とイノベーションのための研究開発の重点化方針

4 ロバスト農業システム

- (16) 病害虫・雑草のデータ駆動型防除技術の開発による農作物生産の安定化 新たな病害虫や雑草の海外からの侵入リスクの増大、病害虫・雑草防除に伴う環境と作業 者への負荷の低減、輸出相手国の基準に適合した病害虫防除等の植物防疫を取り巻く諸課題 に対応するため、以下の研究開発と成果の社会実装に取り組む。

(3) 研究機関や関係団体等との連携

クロープライフジャパン (NEW VISIONより抜粋)

■将来のありたい姿

1. 日本と世界の食料安全保障、持続可能な農業に貢献
2. 環境にやさしいイノベーションを推進
3. 安全の先にある安心な食生活を楽しめる社会を目指す

■活動指針と具体的な活動内容

- (1) 日本の農業生産性向上と農産物の輸出拡大、世界の農産物需要に対応した作物保護技術を提供します
 - ①食料安定生産に寄与する安全かつ有効なソリューション技術を創造し、安定的に提供します
 - ②スマート農業や総合防除に貢献する有効成分、製剤、施用法を開発します
 - ③諸外国の制度、農業環境等を調査し、各々に対応した作物保護技術を提供します
- (2) 環境を守るための技術革新とカーボンニュートラルに取り組みます
(略)
- (3) 社会の信頼を確保するため、適正な農薬使用の推進と科学的な情報発信を行います
 - ①農薬の安全性の向上を目指す諸制度に適切に対応し、有効な防除手段を提供します
 - ②リスク管理された安全な農作物の生産に寄与するため、農薬使用者へ適正使用に関する情報を提供します
 - ③作物保護に関する科学的な情報を、消費者をはじめ幅広いステークホルダーと共有します
- (4) 上記活動の核となるイノベーションを創出する人材の育成に努めます
 - ①作物保護産業を支える次世代人材を育成するため、教育、研究機関、学会との幅広い交流を進めます
 - ②作物保護に関する勉強会などを通じて幅広い新技術の情報を共有します
 - ③グローバルな人材育成のため、諸外国の関係団体との交流を進めます

(3) 研究機関や関係団体等との連携

■ 防除等に関する専門的知見を持つ団体及び民間事業者、主な業務内容

(一社) 日本植物防疫協会

- ・ 病虫害防除に必要な資材の開発や登録の支援
- ・ 研修会、シンポジウム等の開催
- ・ 出版、植物防疫関連資材の提供
- ・ JPP-NETの運用

(公財) 日本植物調節剤研究協会

- ・ 植物調節剤※の検査・検定
 - ・ " 研究開発
 - ・ " 普及啓発
- ※除草剤、植物成長調整剤、植物の生育調整資材

(一社) 農林水産航空協会

- ・ 農林水産航空事業に係る情報収集・提供等
- ・ 農林水産航空事業の安全な実施に係る教育研究等
- ・ 農林水産航空事業に係る調査事業等

(公社) 緑の安全推進協会

- ・ 農薬の適正使用に関する教育研修、普及啓発
- ・ 農薬の適正使用に関する情報収集及び提供
- ・ 農薬に関する一般消費者への安全性啓発

(一社) 全国農業改良普及支援協会

- ・ 農業改良普及事業等に関する各種情報の収集・提供等
- ・ 農業改良普及事業等に関する調査研究、研修会等の開催

（令和2年度よりIPM指導者認証制度事業を実施。
「IPMアドバイザー」として資格認定すること
により、指導者の養成及び拡充が図られている。）



- ・ 普及職員の資質向上のための自主的活動に対する援助
- ・ 普及職員及び普及組織を対象とした顕彰行事の実施

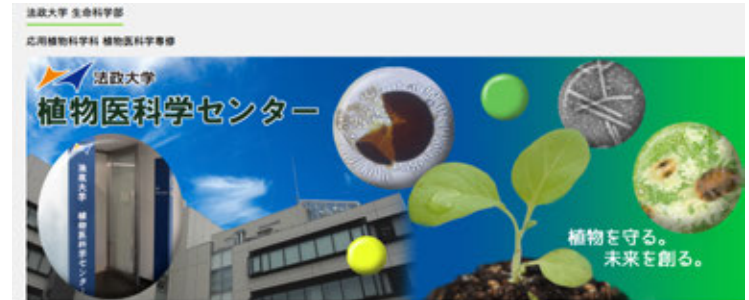
全国農薬協同組合

- ・ 全国農薬卸の窓口として経済事業、教育情報事業等を実施

(3) 研究機関や関係団体等との連携

■ 防除等に関する専門的知見を持つ団体及び民間事業者、主な業務内容

法政大学植物医科学センター（2014年6月設立）



■ 設立目的

- ・植物の生育障害（病気・虫害・生理障害等）及び植物育成地の自然環境保全・修復等に関する検査・診断
- ・上記に関する助言・情報の提供を通じて、生命科学部応用植物科学科（植物医科学専修）の研究成果を広く社会に還元
- ・同学科・大学院に在籍する学生および大学院生に対する実践的な教育環境を充実
- ・学外においても、植物病の診断・治療に関わる人材を幅広く養成
- ・植物病の臨床分野における広域的連携拠点としての役割を果たす

■ 業務及び社会活動

- ・近隣地域の方々、農業者、自治体、企業等から依頼された植物の生育障害の診断・治療・対処法に関する助言・情報の提供、植物病の診断・治療・予防等に関する広域連携の拠点的功能
- ・応用植物科学科・大学院に在籍する学生及び大学院生の臨床実習の場としての、より実践的な教育機能
- ・植物医科学関連の技術・教育に関する中学高校理科教員及び中学生・高校生に対する研修や、企業・都道府県等の技術者等に対する研修
- ・植物医科学教育研究の発展のために、植物医科学関連図書の刊行、情報の発信、講師派遣等、啓発活動

この他に、「東京大学 植物病院[®]」、「東京大学連携JAあいち経済連植物病院[®]」、「東京大学連携JA鹿児島経済連植物病院[®]」、「吉備国際大学 植物クリニックセンター」、「株式会社農研植物病院」など、病虫害・雑草防除を支援する事業体・ネットワークが設立されている。

(3) 研究機関や関係団体等との連携

■防除等に関する専門的知見を持つ団体及び民間事業者

技術士（植物保護）

- 技術士制度は、文部科学省が所管する資格認定制度。
- 技術士は、技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した人に与えられる名称独占の資格で、科学技術に関する高度な専門知識、豊かな実務経験、高い技術者倫理を有する優れた技術者。
- 技術士には、農業部門など21の部門があり、平成16年4月1日施行による技術士制度の改正により、農業部門に新しく植物保護を専門とする技術士(「**技術士・農業部門・植物保護**」)が設置された。
- この「技術士・農業部門・植物保護」は、病虫害防除、雑草防除、発生予察、農薬等に関する高度な知識と豊かな経験を有し、植物保護についての計画、研究、設計、分析、試験、評価及びこれらの指導を行うことが期待される。
- 日本植物病理学会では委員会が設置され、日本応用動物昆虫学会、日本雑草学会、日本農薬学会、植物化学調節学会等と連携して、「技術士・農業部門・植物保護」の受験促進や資格活用に取り組まれている。
- 令和5年3月末時点で、合格者総数は161名。

なお、一般社団法人日本植物医科学協会では、技術士（農業部門・植物保護）第二次試験合格者を対象として、植物医師^{®*}に係る認定を行っている。

*：畑・水田・果樹園・公園・緑地・宅地など各種の私的・公的空間等の植物・作物に発生する植物病（微生物病・害虫病・雑草害・生理病・汚染物質害・気象害）による植物の障害等を、診断・治療・防除・予防するための知識及び技術を備え、高い倫理観を持って、植物・作物および自然環境を保全・育成するための試験・検査・研究・各種処置に関わる活動を行う。

(4) 総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン（令和6年度）

○令和6年8月～12月にかけて、農政局単位での全国キャラバンを開催し、総合防除の普及に向けた最新技術や取組状況の情報共有、今後の課題や対応策に係る意見交換を実施。

■プログラム

【第一部：産地で普及が進められる取組や今後期待される技術について】

- (1) 総合防除の推進に向けて（農林水産省より）
- (2) グリーンな栽培体系への転換サポートによる取組
- (3) JAグループにおける環境負荷低減の取組について
- (4) 総合防除の普及に資する新たな技術について

【第二部：総合防除の普及拡大に向けた課題や対応策等に係る意見交換】

- (1) 都道府県における総合防除の普及に向けた方針や具体的取組み
- (2) 総合防除の推進に向けた課題及び提案
- (3) IPM実践指針の改定に向けて（農林水産省より）

■開催日時及び参加者数

- 8月2日：九州・沖縄ブロック（約270名）
- 9月4日：中国・四国ブロック（約180名）
- 9月26日：東海ブロック（約100名）
- 10月15日：北陸ブロック（約150名）
- 10月23日：関東ブロック（約100名）
- 10月30日：近畿ブロック（約200名）
- 11月5日：東北ブロック（約80名）
- 12月19日：北海道地区（約120名）

■参集範囲

- －都道府県及び市町村職員（植物防疫・普及指導担当、試験研究担当等）
- －農業者団体及び民間事業者（農業協同組合、農業共済組合、農薬メーカー等）
- －研究機関（農研機構、大学等）
- －農業者、その他総合防除に関心がある者
- －農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局職員等

(4) 総合防除の普及推進を図るための全国キャラバン（令和6年度）

参加申込総数：約1,140名

参加者属性

都道府県：約27%

農業者団体：約10%

民間事業者：約33%

市町村：約4%

研究機関：約3%

その他（マスコミ等）：約3%

農業者：約1%

（他に農水省職員が約20%）

満足度・理解度について

- ・ 関東農政局ブロック：
満足（49%）、やや満足（47%）
- ・ 北陸農政局ブロック：
満足（35%）、やや満足（51%）
- ・ 東海農政局ブロック：
よく理解できた（45%）
ある程度理解できた（54%）

総合防除の普及・推進の必要性

- ・ 東海農政局ブロック：
大いに推進すべき（65%）
ある程度は推進すべき（34%）

参加者から寄せられた主な意見

【ヒト】

- ・ 生産者が予防的防除の重要性を認識する必要あり
- ・ 農薬メーカーや販売店の意識・知識の向上が必要
- ・ 農家に分かりやすい説明が不可欠
- ・ 気候変動の観点から総合防除はより重要になる
- ・ 省力化・低コスト・抵抗性管理等の視点が必要
- ・ 現場にあった適切な防除体系の指導が必要
- ・ 総合防除は当たり前と考えるべき

【モノ】

- ・ 生産者が実践可能な環境整備の加速が必要
- ・ 新規農薬の開発や機器の開発改良も必要
- ・ 既登録農薬の減少に対して総合防除の推進は重要
- ・ 天敵以外の試験・普及事例が欲しい
- ・ 施設園芸におけるAI等の活用

【カネ】

- ・ 現場では金銭面でのハードルを感じる
- ・ 農家に経済的メリットが得られる必要あり
- ・ IPMで売れる農産物が作れることが必要
- ・ 生産者の労力・コスト負担の軽減が必要

(5) IPM実践指針の見直し（骨子）

- 農業を取り巻く様々な情勢の変化を踏まえ、植物防疫法及び総合防除基本指針の下に、総合防除が農業生産現場での病害虫・雑草防除の基本として普及するよう、**総合防除の考え方や実践目的、推進の方向性等を現在の課題に基づき再整理**してはどうか。
- **総合防除の基本的な考え方**について、国際的なIPMの定義に鑑みて再確認してはどうか。
- **総合防除の目的**について、防除が難しい病害虫・雑草が増えつつある状況に鑑みて、**適時適切な病害虫防除により農業生産の安全及び助長を図ることを中核**としてはどうか。
- 「**予防→判断→防除**」の基本的実践スキームは変更しないが、「**予防と予察**」に**重点を置き**、具体的な内容を明記してはどうか。
- **発生予察**に関する考え方や必要性を追記してはどうか。
- 総合防除を推進するための課題や解決に向けた方向性について、ヒト・モノ・カネの観点から示してはどうか。
- 「**予防と予察**」に**重点を置いた新たな実践指標モデル**を作成してはどうか。
(主要作物別IPM実践指標策定モデル(11作物)の改定)

(5) IPM実践指針の見直し（今後の課題及び解決の方向性）

① ヒトに関する課題：総合防除の理解醸成と指導体制の整備

- 農業者、都道府県・市町村、農業者団体のほか、農薬メーカーや防除資材メーカーを含め、総合防除の考え方に対する正しい理解（化学農薬の適正使用に係る理解も含む。）、取組むメリットの認知／理解の醸成が必要。
- 都道府県や農業者団体等の防除指導関係者の長期的人材育成。予防・予察に関する資質向上や、各現場の実情を踏まえた防除体系の指導が求められる。
- 農家の個々の経営判断をサポートできる外部専門家・コーディネーターの利活用の推進が必要ではないか。
- 農業者においても、生産部会や地域単位でのリーダー的存在の養成や、農業者間の技術継承等が必要ではないか。
- 国と都道府県関係部局の意見交換・情報共有を図りつつ、現場ニーズに即した試験研究機関や農業者団体、民間事業者等と連携した技術開発及び普及推進が必要。
- 消費者に対して、総合防除を推進する目的を正確に（化学農薬にリスクがあると誤解されないよう）伝える必要があるのではないか。

(5) IPM実践指針の見直し（今後の課題及び解決の方向性）

② モノに関する課題：総合防除を実践するメリットの明確化

- 農業者が実践可能な（生産コストに負担が生じない）技術の開発・改良が必要。その実践効果や収益への影響等について根拠の明示も重要。
- 品目・栽培体系により利用可能な技術の充実に差がある。これまで取組実績の多い「施設栽培における天敵の活用」以外の発展が求められる。
- 土着天敵の保全、抵抗性／耐病性品種の開発の推進。
- 環境負荷や天敵影響の少ない新規農薬や、総合防除に資する機器の開発。
- AI等を活用した防除の要否判断を支援する技術の推進。
- 導入可能な技術や、産地における優良事例及び課題の収集及び整理。
- 発生予察調査に関するほ場調査の効率化、害虫の飛来状況や薬剤抵抗性の確認情報等の収集及び整理。
- 農業者へのプッシュ型情報発信。
- 要防除水準の設定及び当該水準の的確な判断（農業者自身が活用できるよう簡便な手段の構築が理想）。
- 農業者に分かりやすいマニュアルや技術資料。

(5) IPM実践指針の見直し（今後の課題及び解決の方向性）

③ カネに関する課題：防除資材／機器のコスト負担感の払拭

- 金銭面でのハードル感が慣行の防除体系を見直す障壁の1つ。農業者に追加の生産コストが生じない技術の開発・改良が必要。また、その技術導入による労働時間や収益への影響等を加味した生産コストの明示（慣行栽培との比較）も重要。
- 新しい防除資材や機器の開発における市場性の評価が必要ではないか。
- 必要な防除資材や機器の導入に係る支援（対農業者）
- 地域の実情に応じた総合防除の推進に対する支援（対地方公共団体等）
- 消費者意識の向上

(6) 農林水産省における予算措置

63 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

【令和7年度予算概算決定額 2,605 (2,423) 百万円の内数】
 (令和6年度補正予算額 3,828百万円の内数)

<対策のポイント>

効果的な病虫害防除による生産力の向上と環境負荷の低減を通じた農業生産の持続性の確保の両立に資する、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進していくための取組を支援します。

<事業目標>

- 「予防・予察」に重点を置いた総合防除体系の確立による、生産力向上と農業生産の持続性の確保の両立
- 化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減【令和32年まで】

<事業の内容>

1. 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業

96 (52) 百万円の内数

- ① 精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、新たな発生予察の調査手法を確立します。
- ② 農業者による適切な総合防除の実践を図るため、総合防除に必要な手順、技術等を網羅した総合防除実践マニュアルを整備します。

2. 総合防除の普及

1,896 (1,720) 百万円の内数

総合防除の普及のため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証を支援します。また、指導者の育成に必要な研修、講習等への参加・開催を支援します。

3. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな栽培体系加速化事業

612 (650) 百万円の内数

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、化学農薬低減等の「環境にやさしい栽培技術」と慣行の栽培に比べ「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業



遺伝子検定手法等の新たな発生予察の調査方法の確立

- ・ほ場での病虫害発生状況の把握
- ・判断要素を含む様々な防除技術



総合防除実践マニュアルの整備

総合防除の普及

地域の実情の例
(スクミリンゴガイ)



流水管理

・麦作や地下水位の高さのため、
冬期の耕うんが困難 等



トラップの設置

地域の実情に応じた総合防除
体系の確立に向けた実証

指導者の育成に必要な
研修、講習等への参加・
開催を支援



IPM
実践

グリーンな栽培体系加速化事業

(例) 土壌くん蒸剤の代替技術の導入

連作により土壌くん蒸剤
だけでは防除できない土
壌病虫害の常発

代替技術
の導入

技術の検証

- ・緑肥の導入
- ・輪作・休耕の実施
- ・土壌還元消毒の利用
- ・マニウスプレッダーによる省力散布 等

土壌くん蒸剤
の低減

栽培マニュアル、
産地戦略の策定

(1と2の事業) 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)
 (3の事業) 農産局技術普及課みどりユニット (03-3501-3769)

(6) 農林水産省における予算措置

○ 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築事業

【令和7年度予算概算決定額 96(52)百万円】

<対策のポイント>

新たな発生予察調査手法等の確立による発生予察の高度化、総合防除実践マニュアルの整備及び農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築により総合防除推進体制の高度化を図ります。

ドローン等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けた農薬登録の拡大や散布技術の実証、マイナー作物に使用できる農薬の維持・拡大に向けた農薬登録の拡大や再評価に際し必要となる試験への支援により、病虫害・雑草の防除対策の高度化を図ります。

<事業目標>

効果的・効率的な病虫害の防除体系の構築による病虫害の発生の予防、被害の防止

<事業の内容>

1. 総合防除推進体制の高度化事業

- ① 精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、遺伝子検定手法等を活用した、新たな発生予察の調査手法を確立します。
- ② 農業者による適切な総合防除の実践を図るため、総合防除に必要な手順、技術等を網羅した総合防除実践マニュアルを整備します。
- ③ 農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築のため、作業者ばく露の少ない栽培管理体系、防除技術などの実証を行います。

2. 病虫害・雑草の防除対策の高度化事業

- ① 農業用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な散布技術の現場導入に向けて、農薬登録の拡大や散布技術の実証を支援します。
- ② 生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた農薬登録の拡大を支援します。
- ③ 生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物（マイナー作物）に使用できる農薬登録の維持・拡大に向けた農薬の再評価に際し必要となる試験を支援します。

<事業の流れ>



※1・・・2の事業のうち①、② ※2・・・2の事業のうち③

<事業イメージ>

総合防除推進体制の高度化

新たな発生予察調査手法の確立

遺伝子検定手法等
新たな発生予察調査手法の確立



総合防除実践マニュアルの整備

・ほ場での病虫害発生状況の把握
・判断要素を含む様々な防除技術



実践マニュアル
の整備

農薬の再評価制度に対応した防除体系の構築

(例)
作業者ばく露の少ない栽培管理体系 キャビン付きSS



病虫害・雑草の防除対策の高度化

農薬登録の拡大・維持に向けた試験や新たな散布技術の実証

省力的・効果的な散布技術



登録農薬が少ないマイナー作物



農薬の再評価に際し必要となる試験



(6) 農林水産省における予算措置

○ 消費・安全対策交付金のうち 病害虫の防除の推進

【令和7年度予算概算決定額 1,896 (1,720) 百万円の内数】

<対策のポイント>

病害虫の薬剤抵抗性の発達、気候変動等の影響による病害虫の発生パターンの変化、農薬登録の見直し等による使用可能な農薬の減少等により、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立及び地域の実情に応じた総合防除の普及を支援します。

<事業目標>

効果的な防除体系の確立、総合防除の普及による病害虫の発生の予防、被害の防止

<事業の内容>

1. 防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立

病害虫の薬剤抵抗性の発達、近年の気候変動等の影響による病害虫の発生パターンの変化、登録農薬が少ない地域特産作物（マイナー作物）における病害虫による被害の発生、登録農薬の見直し等による使用可能な農薬の減少等により、従来の防除対策では防除が困難となっている作物について、現場で使用する薬剤感受性検定方法の確立や、新たな防除技術の実証、現場のニーズに対応した代替農薬の選定を含む緊急的な防除体系の確立を支援します。

2. 総合防除の普及

総合防除の普及のため、地域の実情に応じた総合防除体系の確立に向けた防除体系の実証を支援します。また、指導者の育成に必要な研修、講習等への参加・開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

- ・ 薬剤抵抗性病害虫
→現場で使える簡便・迅速な薬剤感受性検定方法の確立
→代替農薬の選定やローテーション散布の有効性の検証等
- ・ 気候変動等の影響により発生が増加した病害虫
- ・ 農薬登録の見直し等に伴う使用可能な農薬の減少
→新たな防除技術や資材の実証
→現場のニーズに対応した効果の高い代替農薬の選定等



DMIT耐性リンゴ黒星病



近年発生が増加傾向にあるイネカメムシ

効果的な防除体系の確立

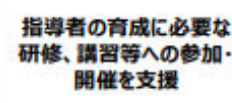
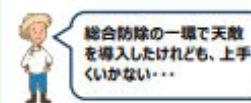
総合防除の普及

地域の実情の例（スクミリンゴガイ）

- ・ 麦作や地下水位の高さのため、冬の耕うんが困難等



総合防除体系の確立に向けた実証



総合防除の普及

(6) 農林水産省における予算措置

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業

【令和7年度予算概算決定額 612(650)百万円の内数】
【令和6年度補正予算額 3,828百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）【令和12年】

<事業の内容>

農業生産における環境負荷低減の取組の推進を加速化するため、各産地のグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

1. 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術の検証の支援

化学農薬低減：病害虫・雑草の発生予測・予測、診断技術の活用等
化学肥料低減：可変施肥、局所施肥、生育診断による適正施肥、緑肥、汚泥肥料の活用等
有機農業拡大：水稲における先進的な除草・抑草技術
その他品目の有機農業の特徴的な土づくり等の技術
温室効果ガス削減：中干し期間の延長、バイオ炭の農地施用、バイオマス由来成分を含む生分解性マルチへの切替え、プラスチック被覆肥料の代替技術等

2. 技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する検証の支援

〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② 環境にやさしい栽培技術※及び省力化に資する先端技術等の検証
※化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出削減に資する技術
- ③ ②に必要なスマート農業機械等の導入
- ④ ②と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
- ⑤ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定
- ⑥ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HP掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(1) 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）



(2) 複数の産地が連携して技術を検証



栽培マニュアル・産地戦略（ロードマップ）の策定

グリーンな栽培体系の全国展開の加速化

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2107）

(6) 農林水産省における予算措置

日本型直接支払のうち

環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804 (2,641) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686 (2,550) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118 (91) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1)}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2)}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用(0.5t(水稲)又は1t(水稲以外)/10a以上)する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2)}		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外	IPM実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔機械除草や 交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用(50kg又は500L/10a以上)する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注2) 主作物が水稲の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、

地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
(交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。